

## 学校いじめ防止基本方針

朝霞市立朝霞第四小学校

平成26年4月8日策定

### いじめ防止等のための基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの未然防止に努めます。
- (2) いじめを認識しながらこれを放置することはいけないことです。全ての児童生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指します。
- (3) いじめは決して許されないことです。しかし、いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得ることから、いじめは児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応し、100パーセントの解消を目指します。
- (4) 児童生徒の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭において、いじめ予防及び防止の啓発活動に取り組みます。また教育相談の充実を図ります。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

- (1) 本校では、上記基本理念及び朝霞市いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。（いじめ防止対策推進法(以下法)第13条)
- (2) 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取り組みの内容等について定める。
- (3) 本校は、学校基本方針を策定した後、速やかに学校HP等で公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努める。

#### 2 いじめ防止等に取り組む組織づくり

- (1) 本校は、教職員等により構成されるいじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する。（法第22条）
- (2) この組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- (3) この組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

#### 《構成員》

校長 教頭 教務（主幹） 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭 いじめ対策委員  
不登校対策委員 特別支援教育コーディネーター

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ③ 児童生徒一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や、受容と規律を大切にしたい学校経営・学級経営を目指す。
- ④ いじめ防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を支援する。
- ⑤ 児童生徒、保護者及び教職員に対して、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

#### (2) いじめの早期発見

- ① 日常的に児童生徒の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、その変化の把握に努める。
- ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケート（毎月実施）記述シートを活用、児童生徒との面談等を行い、いじめの早期発見に努める。
- ③ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る悩みを、いつでも相談できる体制を整備する。
- ④ 生徒指部会では、各学年の気になる行動がある児童について細かに共通理解を図り全教員で見守る体制づくりをする。

#### (3) いじめへの対処

学校は、児童生徒のいじめに係る通報を受けた場合、迅速かつ組織的に事実確認を行い、そのいじめをやめさせるとともに、次の①～⑤の対応等により再発防止に努める。

- ① いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援を行う。
- ② いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように、必要な措置を講ずる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、朝霞警察署との連携を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等について、被害の拡大を

防ぐため、直ちに削除等の依頼を行い、必要に応じて市、その他の関係機関等の協力や援助を求める。

#### 4 重大事案への対処

生命・心身または財産に大きな被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、朝霞市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係をその他の必要な情報を適切に提供する。